

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

| | |
|--------------------|--|
| Title | (第4章)外国にルーツを持つ子どもに対する教育と支援：大阪市住吉区東部の小中学校での調査結果から |
| Author | 矢野 裕俊 |
| Citation | URP「先端的都市研究」シリーズ. 22巻, p.24-34. |
| Published | 2020-03-15 |
| ISBN | 978-4-904010-37-2 |
| Type | Book Part |
| Textversion | Publisher |
| Publisher | 大阪市立大学都市研究プラザ |
| Description | 外国にルーツを持つ子どもの支援に向けたアクションリサーチ：小中学校の教育現場からみえてくるもの |
| DOI | 10.24544/ocu.20200622-005 |

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

第4章

外国にルーツを持つ子どもに対する教育と支援

—大阪市住吉区東部の小中学校での調査結果から—

矢野 裕俊

1 問題と目的

近年の外国人住民の増加は著しく、外国籍・日本国籍を問わず、外国にルーツを持つ子どももまた顕著に増えている。それに伴い、かれらの学習や生活の状況が従来にも増して学校教育での大きな関心事として浮上している。そこで本章では、全国的な就学状況をみたうえで、外国にルーツを持つ子どもたちの学校での学習面や生活面で抱える困難やニーズを、学校での取組とからめつつ、事例に即してより具体的かつリアルに浮き彫りにし、教育と支援の課題を明確にすることを目的とする。

1-1 外国にルーツをもつ子どもの就学状況

外国籍の児童生徒の就学不明問題は、早くからその問題への行政の対応の必要性が指摘されながら、放置されてきた問題であった。2019年になって毎日新聞による100の自治体に対するアンケート調査によって、約1万6000人の児童生徒の就学不明状況が明らかになった。そうした状況が明るみになって、文部科学省もようやく実態調査に乗り出し、5月から6月にかけて全国の1741市区町村自治体をとおして全国調査を行った。その結果は2019年9月に発表されたが、それによると日本に住民登録し、学齢期にある外国籍の子ども2万1701人が、学校に通っているかどうか分からないという、「就学不明」状態にあることがわかった。2019年5月1日時点で住民基本台帳に記載されている就学年齢の外国籍の子どもが12万4049人であるので、そのう

ち 17.5%の子どもが「就学不明」状態なのである。改正入管法により外国からの働き手とその家族の増加に拍車がかかるものと予測される今日、こうした状況は実に大きな社会問題という他ない。外国籍の子どもには、健全な成長・発達に不可欠な教育を受ける機会の提供が満足に行われていない現状が浮き彫りになったのである。

大阪市は全国で外国籍の子どもで就学不明の数が 1000 人を超え、全国で 2 番目に多い。他方、外国人集住都市として知られる浜松市では不明者は 2 人だけという。これは「不就学ゼロ作戦」と銘打って、学齢期にある外国籍の子どもとその保護者に働きかけてきた市教育委員会の活動によってもたらされた成果である。自治体としての取組によって数の違いが歴然としているが、何よりもまず国の取組が求められている。

1-2 「日本語指導が必要な児童生徒」の状況

また、文部科学省は同時に、日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査の結果をも公表している。これは日本の公立の小学校、中学校だけでなく、高等学校や特別支援学校などで学ぶ児童生徒の調査であり、外国籍児童生徒の就学状況の調査の対象とは完全に重なり合わない。また、調査対象には外国籍と日本国籍の子どもが交じっており、その点でも。この調査で言う「日本語指導が必要な児童生徒」とは、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」および「日本語で日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」である。すなわち、生活言語習得のための指導を必要とする児童生徒と学習言語習得のための指導を必要とする児童生徒の両方が含まれる。

調査結果からわかったことの一つは、2018 年 5 月 1 日現在、公立小中学校で「日本語指導を必要とする児童生徒」数である。表 4-1 はそれを外国籍・日本国籍別に示したものである。これからわかるように、この 10 年間で日本語指導を必要とする児童生徒数は、およそ 1.4 倍に増えており、外国籍の子の伸びも大きい、日本国籍の子は 2 倍以上に増えている。日本語指導を必

要とするのは外国籍児童生徒に限らない。国籍とは別に、そうした指導を必要とする事情は広がっている。

また 2018 年現在、日本の公立学校（高等学校も含む）で学ぶ外国籍児童生徒を母語別にみると、表 4-2 のとおりである。

表 4-1 公立小中学校における日本語指導が必要な児童生徒数⁶(外国籍・日本国籍別)

| 調査年次 | 外国籍 | 日本国籍 | 計 |
|--------|--------|-------|--------|
| 2008 年 | 27,080 | 4,665 | 31,745 |
| 2018 年 | 36,305 | 9,643 | 45,948 |

（文部科学省総合教育政策局「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」（平成 30 年度）の結果について」より作成）

表 4-2 日本語指導が必要な外国籍児童生徒の母語別在籍状況（数字：人数）

| 母語 | ポルトガル語 | 中国語 | フィリピン語 | スペイン語 | ベトナム語 | 英語 | 韓国・朝鮮語 | その他の言語 | 合計 |
|----|--------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 人数 | 10,404 | 9,600 | 7,893 | 3,786 | 1,836 | 1,087 | 583 | 5,296 | 40,485 |

（文部科学省総合政策局、同前より作成）

表 4-2 からは、ポルトガル語を母語とする子どもが最も多く、次いで中国語、フィリピン語が多いことがわかるが、ベトナム語や「その他の言語」も少なくない。これはルーツとなる国が多様化してきている現実を反映している。これらの人数には高校生など義務教育終了後の年齢の生徒も含まれているが、表 4-2 の児童生徒のほとんどは小中学生である。

問題は日本語指導を必要としている児童生徒がすべて必要な指導を受けているわけではない、ということである。日本語指導の必要な外国籍児童生徒

⁶表 4-1、表 4-2 ともに調査結果に若干の計上漏れがあったとして、2020 年 1 月に数字の訂正が行われたが、本稿では訂正前の数字を用いている。

のうち、「日本語指導等特別な指導を受けている児童生徒」の割合は小学校で82.2%、中学校では77.2%である。また、そうした特別な指導を受けている児童生徒のうち、「特別の教育課程による日本語指導を受けている児童生徒」の割合は小学校で66.9%、中学校では59.2%である。「特別の教育課程」とは、「在籍学級の教育課程の一部の時間に替えて、在籍学級以外の教室で行う教育の形態」で、いわゆる「取り出し授業」のことを指すものであるが、そうした教育の形態で学んでいる児童生徒の割合は小学校で55%、46%で、外国籍児童生徒の約半数程度に留まるとというのが実情である。

この調査結果からは、日本の公立小中学校に在籍し、日本語教育が必要であるにもかかわらず、学校で日本語指導が受けられないままの「無支援状態」に置かれている児童生徒も多数に上ることが明らかである。

1-3 外国にルーツを持つ子どもの教育と支援

これまでに外国にルーツを持つ子どもの教育をめぐる課題をみてきた。課題の一つは不就学の状況をなくして、子どもたちに教育の機会を用意することである。義務教育期間と高等学校教育については、この社会に生きる市民としての資質を身に付けさせるために、国籍の別を問わず、誰にでも教育を受ける機会を提供すべきである。もう一つの課題は日本語指導を必要とする子どもたちには必要な指導を行う、ということである。現状はそうした指導が各学校の、しかも担任教員が引き受けるべき仕事として取り組まれており、「特別の教育課程」を設けるなどの方法によって、組織的な対処をするまでに至っていない。全国の状況をみて気づくことは、これら二つが未だ十分に解決されていないということであり、これらにしっかりと取り組むことが今なお重要な課題だということである。

2 大阪市の学校における状況と取り組み (1)

2019年12月現在、大阪市の外国人住民数は145,857人で、外国人住民比率は5.3%と、政令指定都市の中で最も高く、2014年以降は、その数の増加傾向

が続いている（大阪市 2020：1）。また、日本語指導の必要な児童生徒数は、小学生 572 人、中学生 246 人で、合計 818 人である（大阪市 2020：.20）。そうした中で、大阪市では、外国人住民の子どもだけでなく、日本国籍を取得した人や戦前・戦後に日本に引きあげてきた人の子ども、親が外国籍である子ども、海外から帰国した子どもなども視野に入れて、「外国につながる児童生徒」と呼び、必要な施策を進めるために「多文化共生指針」を策定しようとしている。その中には、「日本語教育の充実」や「外国につながる児童生徒への支援の充実」といった項目が並んでいる。

それに基づき 2020 年度には、市内に 4 つの共生支援拠点を設ける、各拠点にコーディネーターを配置する、日本語指導や母語による支援のための指導員を配置する（200 人）、来日して間もない児童生徒に対する初期の日本語指導のためのプレクラスを実施（想定児童生徒数 400 人）する、プレクラス終了後に 3 か月間日本語指導協力者を派遣する、プレクラス終了後、約 1 年間日本語指導教育センター校に通級する、進路選択を控える児童生徒を対象に教科学習の中での日本語指導を行う、といった、従来より一歩踏み込んだ施策が行われることが決まっている⁷。

しかし、外国にルーツを持つ子どもの教育と支援の課題をより具体的に詳しく知るためには、子どもたちを受け入れている学校や教員の協力を得て、そこの困難も含めた個別の学校の事例に即して把握することが重要である。そうした考えから、市内の 2 つの市立学校（A 中学校と B 小学校）の協力を得て、調査を行うこととした。

2-1 A 中学校の調査概要

フォーカス・グループ・インタビューの形式で聞き取り調査を行った A 中学校は大阪市住吉区東部に位置する学校であり、事前の問い合わせによって外国にルーツを持つ子どもの多いことがわかった中学校の一つとして抽出され

⁷ 大阪市報道発表資料「質の高い学校教育を推進するための仕組みづくり—多様なニーズに対応した教育の推進— 2020 年 2 月 13 日」

た。調査日時・対象・目的は次のとおりである。

調査日時：2020年1月22日16時～17時30分

対象：大阪市立A中学校の人権教育担当、外国人教育担当、学級担任を含む教員計5人

目的：A中学校に通う外国にルーツを持つ生徒の実態と学校の取り組みを知り、学校・教員が抱える困難や課題を把握すること

2-2 調査結果

聞き取った内容を、＜子どもの状況＞＜学校の指導とその体制＞＜教員が困っていること・要望＞の3つに分類し、まとめて列挙する。次節に掲げるB小学校の調査結果も同様である。

＜子どもの状況＞

・生徒の外国ルーツについて言えば、フィリピン、韓国・朝鮮、タイ、モンゴル、中国、ロシア、ブラジルなど多国籍にわたり、15人いる。日本に来たいきさつも様々で、0歳のときに来た生徒がいる一方、昨年転校してきたばかりの生徒もいる。そうした生徒のうち来日間もなく日本語がわからず、日本語指導の必要な生徒3人は教育委員会が設置する地域のセンター校の日本語教室に週2～3回午前中のみ通う。日本語教室で受ける日本語指導の時間は年間50時間と定められている。

・他の12人の生徒は日本語を話すことには問題ないが、中には通っていた日本語教室の先生とうまくいかず、教員から励ましたつもりが強い口調で叱責されたと感じて不登校傾向に陥る生徒もいるという。その理由は言葉の問題だけではなく、日本に来たくて来たのではなく親について来たという事情が日本で生活することへの意欲を高めない、ということもある。

・生徒の中には日本語の理解が十分でないために、部活動などで友人とトラブルになり、けんかしたりする例もある。普段の話しぶりからは日本語理解に問題ないようにみえるにもかかわらず、日本語がしっかりとわかっていないということもある。

・両親のどちらかが日本人という生徒も多く、そうした生徒は比較的支障なく学校生活に適応するが、そのようにならない生徒も存在する。

<学校の指導とその体制>

・学校で取り組む在日外国人、LGBTs、障害者、部落差別の問題など学校での人権学習を踏まえて、周りの生徒には多様性を受け入れて、話しかけたりする雰囲気はできている。しかし、生徒の中にはどう話しかけてよいかわからないという戸惑いがある、何でもない日常会話が成立することが以外に難しい面もある。

・定期試験などでは、試験の時間を延ばす、辞書持ち込みを許可するなどの対応策をとることもある。

<教員が困っていること・要望>

・耳に入れるイヤホン型の通訳機が開発されているそうだが、そうした機器を教育委員会で買って、必要とする各学校に貸し出してほしい。

・iPadを用いて、このアプリを使ったらこんなことができる、というようなことを教師にも生徒にも教えてほしい。

・学齢の教え方が母国と日本とでは違ったりして、混乱が生じたりすることもあるので、そんな点を調整してほしい。

・校からの配付物では、月1回の学校通信や定期試験の問題などにはルビを振っているが、負担も大きいので配付資料のすべてにルビをつけるわけにはいかないし、それは現実的ではない。むしろiPadで写して、それを説明する方がよいかもしいないので、現実的な方策をとりたい。

・民族学級のために民族講師に来てもらっているが、給料が低すぎる。

・外国から来ている生徒とその保護者への対応は現場の努力に頼っている。それでなんとかできているところもあるが、たいしたことができず、その結果、満足なことをしてもらえなかった、という思いを抱いて本国に帰る人もいるように思う。外国から来た人がいる以上、しっかりと面倒を見なければ、日本社会は壊れてしまうのではないか。国として本腰入れられていない。現場で起きていることがまだ十分知られていないので、我々に何ができるのか考えていき

たい。

3 大阪市の学校における状況と取り組み (2)

3-1 B 小学校の調査概要

フォーカス・グループ・インタビューの形式で聞き取り調査を行う予定であったが、先生方の時間的な制約のため、2人ないし1人の先生から順次聞き取りを行った。B 小学校も大阪市住吉区東部に位置する学校であり、外国にルーツを持つ子どもが多く学んでいる。調査日時・対象・目的および内容は次のとおりである。

調査日時：2020年1月28日16時30分～17時30分

対 象：大阪市立B 小学校の人権教育担当、学級担任を含む教員計4人

目 的：B 小学校に通う外国にルーツを持つ児童の実態と学校の取り組みを知り、学校・教員が抱える困難や課題を把握すること

3-2 調査結果

<子どもの状況>

・B 小学校には民族学級が設けられ、民族講師の指導により週1回6時限民族学習が行われている。そこに在籍する児童が12～13人、該当はするがそこに在籍しない児童を含めると20人ほどの在日韓国・朝鮮人児童がいる。そのほかに現在、ブラジル、中国、エジプト、フィリピン、アメリカ出身の児童が学んでいる。そうした児童は親に連れられて日本に来ることになったが、どちらかの親が日本人であることが多く、ほとんどの場合、日本語が話せて、友だちとのやりとりもできる。学習にもついていけている。日本語がわからないとか、友だちや学校に馴染めないといった理由からの不登校傾向の子どもはいない。

・子ども同士のコミュニケーションが上手いかわず、すぐに手が出てけんかになる、ということもある。外国にルーツを持つ子どもが転入してきたときに、その子を受け入れる関係性がクラスの日本の子どもの中に育っていれば、その

子ども入っていきやすいが、それが育っていないと、そこへ放り込まれた子は非常にしんどい思いをする。子ども同士の相互理解が必要だ。子どもたち同士の文化の違いについては比較的理解しやすいが、戒律などは伝えるのが難しい。

<学校の指導とその体制>

- ・子どもが転入してくると、クラスでルーツを明示的に伝えるか、新たな転校生として受け入れるかは状況による。子どもの中には自分のルーツがどこかということと、学校に馴染むということと課題の多い子もいる。しかし、ルーツがどこかということよりも個人による違いが大きく、むしろ個人の違いに応じて指導や対応の仕方を考えている。

- ・来日して転入してきた当初、ほとんど日本語がわからない児童もいるが、そうした児童は阿倍野区の長池小学校（センター校）の日本語教室に週1回ほど通い、年間20時間を上限として日本語指導を受けている。日本語の理解が不十分な児童を対象とした「取り出し授業」（いわゆる「特別の教育課程」）は実施されていない。B小学校には日本語指導のための教員は加配されていない。したがって、通常学級の授業の中で学級担任と、人権教育担当、特別支援教育担当など担任以外の教員が打ち合わせを行い、学年全体で協力して日本語指導と必要な教科指導の補助にあたっている。なお、校務分掌の一つとして外国人教育担当が置かれているが、実際の指導ではその担当にのみ委ねるわけではない。人権教育担当も関わることがあるが、その子だけでなく不登校の子に関わったりもする。

- ・本校には長年にわたる民族学級の取組があり、そこでは母文化や母語を大事にした学習が行われているが、同じ考え方を外国にルーツを持つ子どもたちの教育全体に広げているかどうかは、学年によって異なる。ブラジルの子がいた学年では、おうちの人が来てブラジルの文化を教えてくれたこともある。

- ・体調を崩した子のために保健室が設置されており、そこで養護教諭が絵カードを使ったりして、状態を把握し処置している。

<教員が困っていること・要望>

- ・学級担任を受け持っていたら日本語教育が十分にできない。プリントを配っ

てそれに取り組ませている間にその子に個別指導したりしているが、誰か一人クラスについてくれたらと思う。一つ一つ説明しないとわからないが、実際にはその時間が取れない。初期に集中的に短期間で日本語を学べる体制があればよいと思う。

- ・保護者とのコミュニケーションでは、家庭訪問の日程などは繰り返し伝えて誤解が生まれないようにしているが、保護者が足しげく学校に来たりすることはない。仕事の関係で子どもが風邪を引いても学校を休ませられない、という人もいる。保護者との間で問題が生じて、その対応のために教育委員会が駆けつけてくれることはない。

- ・個々の学校を超えた外国人教育などの研究交流の機会はあればよいと思うが、教員にも学校にもその余裕がない。

- ・日本語指導や（保護者とのコミュニケーションでの）通訳のためにボランティアの派遣をお願いできるような人材バンクがほしい。今はそれがない。国際交流センターに相談して来てもらったことはある。

4 考察

大阪市で調査した 2 校は外国にルーツを持つ児童生徒の比較的多い学校であったが、どちらも転入してからの初期にはセンター校に週何時間か通うという、大阪市の施策に沿った指導が行われている。しかし、「取り出し」授業などの指導体制はとられず、各学校の学級担任と担任以外の教員とで、学年単位での協力によって指導が行われている。

そうした指導において、十分な日本語指導ができないことへのもどかしさを感じる教員の声も聞かれた。日本語での日常の会話ができるようになって、授業内容の理解のためには個別的な説明をしなければ授業についていけない。そのための授業補助者を望む声は切実である。

来日したいきさつや事情は多様であるが、共通しているのは子ども本人が選んで来日したわけではないということである。来日に至ったいきさつが日本社会や学校教育に馴染むうえで困難をもたらすということもある。外国にルーツを持つ子どもの教育では、日本語指導が中心的に語られるが、それに止まらな

い教育の様々な課題があることがわかる。日本の学校に根付いている文化にある程度適応しなければ、就学を続けることも容易ではない。そうした点では、調査した2校は人権教育の成果や教員の努力に支えられて、子どもたちの状況を把握し、かれらが学校に通い、生活し学ぶという状態を安定的に実現している。

しかし、こうした各学校やその教員の努力に頼るだけでは十分な教育ができないこともまた、調査結果からみえてきた。各学校での日本語指導、教科指導する教員や教員を補助する人員を大幅に増やすこと、子どもたちの学習を助ける機器やアプリの活用を促進すること、それらを使った効果的な指導法を開発すること、各学校や教員からの相談に応じて必要なアドバイスや助けを迅速に提供できる体制を構築すること、個別の学校での取組を交流し、すぐれた方法を共有するための研究会を開催すること等々。課題は枚挙に暇がない。

これらはいずれも個々の学校に委ねるのではなく、教育行政をつかさどる教育委員会の責任事項として行ってもらいたいことばかりである。外国にルーツをもつ子どもの増加を追いかけるような対症療法的施策に留まることなく、しっかりとした制度設計が今求められている。そのためには、これから開ける社会の姿とそこにおける教育のあるべき方向を見据えた、国の基本的な姿勢とゆるぎない方針がまず根底になければならない。

〔参照文献〕

大阪市（2020）『大阪市多文化共生指針（素案）』大阪市

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課（2019）「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成30年度）」の結果について